

令和2年3月4日

東久留米市立小・中学校保護者 様

東久留米市教育委員会

新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休業中の扱いについて

日頃より本市の教育行政へのご理解、ご協力に感謝申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、文部科学省事務次官並びに東京都教育委員会教育長より全国小・中学校の臨時休業の要請があり、現在本市では小中学校全校で臨時休業の措置を取っております。

今後の学校の行事予定につきまして、下記のと通りの対応をさせていただきます。ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1 登校日の実施について

臨時休業期間中に登校日を設定し、児童・生徒の健康観察や配布物の受け渡し等、短期間で行います。

登校日の日程については、学校ごとに設定します。実施日については各学校よりお知らせします。なお、登校日に欠席する場合でも欠席扱いとはしません。

2 卒業式について

卒業式は実施します。ウイルスの感染拡大防止のため、在校生及び来賓は参加せず、会場に入るのは、教職員、卒業生、保護者（保護者の参加人数は、式場の広さに応じて参加人数の制限があります）とします。式典会場は、換気のため窓やドアを開けたまま実施とします。なお、登校日同様欠席をしても欠席扱いとはしません。

3 修了式について

修了式は、全校が一斉に集まらない形で実施します。登校日同様欠席をしても欠席扱いとはしません。

4 3月の学習内容について

臨時休業によって取り組むことができなかった学習内容については、新学年で対応いたします。（小学校6年生は、中学校に引継ぎをします。中学校3年生は学校から説明させていただきます。）

5 その他

- ・感染拡大防止のため、卒業式を含め、職員にはマスクの着用を推奨しております。
- ・入学式・始業式及び春季休業中の部活動等については、3月19日を目途にお知らせいたします。
- ・現在、やむを得ない場合に限り、小学校3年生までのお子様について午前8時30分から午前11時30分までお預かりしております。福祉サービス等の対象となっているお子様については、学年に限らずに同様に対応しますので、学校に相談ください。

【 担 当 】

市役所代表 042-470-7777

〔保健衛生に関すること〕学務課保健給食係（内線 3124）

〔教育活動に関すること〕指導室指導主事（内線 3131）